

上野原市葬斎場整備基礎調査業務委託仕様書

1. 業務の目的

上野原市葬斎場(以下、「現葬斎場」という。)は、火葬炉2基で昭和55年7月に供用を開始した。建設後45年が経過し、施設の老朽化だけでなく現在の需要に合わない施設構成及び、火葬炉設備の環境対策など課題が多くみられるような状況となっている。

この状況を踏まえ、現葬斎場の老朽化度合いや今後の火葬需要への対応などをもとに、葬斎場整備の必要性について整理し、現葬斎場の長寿命化、または近隣自治体との広域化を含めた新施設整備に向けた具体的な施設内容の検討を行い、事業所法の検討などを含め、葬斎場整備計画の基礎調査を進めていくことを目的とする。

2. 業務委託名

上野原市葬斎場整備基礎調査業務

3. 業務履行期間

契約締結日から令和8年3月25日(水)まで

4. 業務委託内容

本業務の内容は次のとおりとする。

(1) 既存施設の使われ方や火葬実績の調査分析

- ・既存施設の使われ方の調査分析
- ・火葬実績の分析
- ・現葬斎場の課題の整理

(2) 将来需要の推計と火葬需要への対応の確認

- ・将来の火葬需要の推計
- ・現葬斎場における将来の火葬需要への対応の確認
- ・現葬斎場の長寿命化の検討
- ・新設葬斎場の検討
- ・他自治体との広域連携の検討
- ・各整備案の比較の作成

(3) 葬斎場整備に関する基本条件整理

- ・基本方針の策定
- ・必要火葬炉数の検討
- ・必要機能の整理
- ・想定される建物の面積試算

(4) 基本構想(案)の策定

- ・関連法令の整理
- ・建設場所に関する条件整理

- ・基本構想(案)の策定

- ・概算事業費の算出

(5)事業計画の検討

- ・事業化方法(事業スキーム)の検討

- ・整備スケジュールの検討

- ・事業実施に向けての課題整理

(6)その他

- ・葬斎場整備アドバイザー業務

施設計画などの火葬場整備全般について、近年の葬斎場整備事例をもとに、技術的見地からの助言を行う。

5. 配置予定技術者

(1) 配置予定の業務の全般について技術的な管理を行う者(以下「管理技術者」という。)及び業務の全般について照査を行う者(以下「照査技術者」という。)については、技術士－建設部門(都市及び地方計画)又は一級建築士の資格保持者で火葬場に関する類似業務(火葬場整備に関する調査業務・基本構想・基本計画)に関して管理技術者または照査技術者としての実績を有する者をそれぞれ配置できること。

(2) 配置予定の管理技術者および照査技術者に関する要件等は、以下のとおりとする。

(技術者要件等)

① 受託者は、管理技術者及び照査技術者を定め、本市に通知するものとする。

② 管理技術者及び照査技術者(以下「各技術者」という。)は、それぞれ次に掲げる資格を有する者とし、資格を確認できる資格証等の写しを本市に提出しなければならない。

- ・ 管理技術者 技術士(建設部門)又は1級建築士

- ・ 照査技術者 技術士(建設部門)又は1級建築士

③ 各技術者は、自社の従業員であることとし、直接的かつ恒常的な雇用関係にあることを証明する書類として健康保険証等の写しを本市に提出しなければならない。

6. 関係法令の遵守

受託者は、本業務の実施に当たり、関係する法令、規則等を遵守しなければならない。

7. 業務の管理

(1)受託者は、業務の実施に当たり委託者と綿密な連絡を取り、協議・打合せを行うものとする。

(2)受託者は、業務の実施に当たり市から必要とする資料作成を依頼されたときは、これに応じるものとする。

(3)受託者は、市が関係する行政機関との協議が必要なとき、又は協議を求められた時は、誠

意をもってこれに協力するものとする。

(4)受託者は、協議・打合せに際し、議事録を作成し市に提出しなければならない。

8. 検 査

本業務は、委託者の検査合格をもって完了とする。

なお、納品後に成果品に記入もれ、不備または誤りが発見された場合、受託者は速やかに訂正しなければならない。

9. 疑義の解決

本業務の仕様書記載事項に疑義が生じた場合、受託者は委託者と十分な打合せ、または協議を行って、業務の遂行に支障のないよう努めなければならない。

10. 検査及び引渡し

受託者は業務完了後、速やかに業務完了届を提出し、委託者の検査を受けなければならない。本仕様書に指示された提出図書一式を納品し、委託者の検査合格をもって業務の完了とする。

11. 成果品

本業務の成果品と必要部数は次のとおりとする。

- | | |
|---------------|-----|
| ① 中間報告書 | 5部 |
| ② 報告書 | 5部 |
| ③ 報告書(概要版) | 20部 |
| ④ 上記に関する電子データ | 1式 |

12. 業務の変更及び停止

委託者が必要と認めたときは、業務の変更もしくは停止を命ずることができる。これに伴う委託料等の変更については、別途協議する。

13. 適用範囲

本仕様書は業務の遂行にあたって、基本的な内容について定めるものであり、本仕様書に明記されていない事項であっても、本仕様書の目的達成のために必要な資料及び書類または業務の性質上、当然必要と思われるものについては、受託者の責任において完備しなければならない。